

# 資格取得届等の事前点検を 令和6年12月1日付資格取得分 より受け付けます

事実発生日以降5日以内に提出いただくこととなっている届出を事前にご提出いただくことにより、個人番号（マイナンバー）及び被保険者・被扶養者情報を事前に点検し、速やかに個人番号の情報連携を行うことにより、事実発生日（入社日）よりマイナ保険証等の利用が可能となります。

## 1. 事前点検の対象

### ◆ 事前点検の対象者

- ① 事業主が「内定者と認めた者」
- ② 「内定者と認めた者の被扶養者」

### ◆ 事前点検の対象となる届出

- ① 被保険者資格取得届
- ② 被扶養者異動届



## 2. 届出の提出について

- 事実発生日（入社日）の2週間前より受け付けます。
- 個人番号の記載は必須となります。  
（個人番号が未記入の場合は返戻いたします。）
- 届出に連名で記載いただけるのは、同一の事実発生日（入社日）の方のみです。

# 資格取得届等の事前点検に係るFAQ

## Q1. 資格取得届等の事前点検とは何ですか？

A1. マイナンバーカードを利用した医療機関等への受診に際し、オンライン資格確認における資格情報反映等のタイムラグへの対応として、事業主が入社前に被保険者に係る情報を収集し、これを健保組合へ事前に提出することにより、オンライン資格確認の円滑な情報連携を実施するための取組みとなります。

## Q2. どのような者が事前点検の対象になりますか？

A2. 対象となるのは、事業主が「内定者と認めた者」および「内定者と認めた者の被扶養者」のみです。

※「内定者」とは、正式な内定通知がなされた者となります。

また、入社に関する誓約書等の提出がされた場合、事業主は「内定者」に対し個人番号を求めることができます。

※ 嘱託再雇用の同日得喪などの手続きは対象になりません。

## Q3. 何日前から提出が可能ですか？

A3. 事実発生日（入社日）の2週間前から提出が可能です。

例）令和7年4月1日入社の場合、令和7年3月19日以降提出が可能です。

## Q4. 届出方法に決まりはありますか？

A4. 紙面での届出の他、磁気媒体（CD・DVD）および電子申請での届出も受付いたします。

## Q5. 届出に複数名記載した内、1名だけ個人番号を取得できませんでした。他の者について事前点検を行えますか？

A5. 届出に記載いただいた方の内、個人番号が未記載の方が1名でもいる場合は、届出を返戻することとなりますので、事前点検は行えません。

## Q6. 被扶養者異動届に収入証明等の添付は必要ですか？

A6. 通常の届出のとおり収入証明等を添付のうえ、ご提出下さい。

## Q7. 決定通知書、資格情報のお知らせ等を事実発生日より前に貰うことはできますか？

A7. 決定通知書、資格情報のお知らせ等については、事実発生日以降に発行・発送いたします。

## Q8. 1日の勤務もなく内定・入社を取消した場合は、どうなりますか？

A8. 速やかに取消届をご提出下さい。

※取消処理を行った被保険者番号は、欠番となります。